

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	秋幾地区 (秋名集落、幾里集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 8 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・湿田となっている遊休農地が多く、利用可能な状態に解消することが困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、マコモ、タンカン、マンゴー、パッションフルーツなど農作物の産地拡大を図る。
- ・秋幾地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

○	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	嘉渡地区 (嘉渡集落、円集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 21 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・農地の境界が細かく、所有者の把握が困難な遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物であるサトウキビの他、マンゴー、パッションフルーツ、タンカンなど果樹の産地拡大を図る。
- ・嘉渡地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	龍郷地区 (龍郷集落、安木屋場集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 10 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
・湿田や原野、山林化している遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・マコモ、タンカンなど農作物の産地拡大を図る。
・龍郷地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	龍瀬地区 (瀬留集落、久場集落、玉里集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 11 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
・高齢化による後継者や担い手の不足が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・飼料畑の他、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図る。
・龍瀬地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	浦地区 (浦集落、屋入集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 12 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。

・湿田となる遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・飼料畑の他、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図る。

・浦地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	大勝地区 (大勝集落、川内集落、中勝集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 19日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
・山間部に近い箇所での遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本として、飼料畑の他、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図る。
・大勝地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	戸口地区 (下・中・上戸口集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 10 月 24 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。
- ・山間部に近い箇所での遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・飼料畑の他、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図る。
- ・戸口地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍郷町長 竹田 泰典

市町村名 (市町村コード)	龍郷町 (465275)
地域名 (地域内農業集落名)	赤徳地区 (赤尾木集落、芦徳集落、手広集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	赤尾木集落 令和6年9月25日、芦徳集落 令和6年10月3日、手広集落 令和6年9月26日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後、中心経営体が耕作を引き受ける意向のある面積は確保できているが、60歳以上の中心経営体も多くおり、新たな農地の受け手の確保が必要である。

・山間部に近い箇所での遊休農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本として、飼料畑の他、野菜・果樹といった農作物の産地拡大を図る。

・赤徳地区は認定農業者に集約化を進めつつ、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。しかし、地域内の担い手において新たな農地の受け入れが困難となった場合は、地域外からの担い手を募る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「区域内の農用地等面積」とは地域において現況農地と判断された面積を取得し、「農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積」とは、農振農用地区域内において区画整理が行われている農地の面積を示す。また、その区域と住宅地の間にある農地および再生利用が困難な農地は対象外とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮した上で段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の募集を行い、栽培技術や農業用機械などの支援や生産する農地を斡旋するなど、市町村やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業については、今後農業支援サービス事業体への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策として、町猟友会に駆除依頼して被害防止を図っているが、年間を通じて被害が発生しているため、箱わな設置等対策を講じている。